

第1版

平成26年度及び平成27年度の
後期高齢者医療保険料の算定について



平成26年1月28日現在

神奈川県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	後期高齢者医療保険料について	1
2	平成26年度及び平成27年度保険料算定の状況	1
(1)	平成26年度及び平成27年度保険料率等	1
(2)	保険料率の上昇抑制について	1
(3)	一人あたり平均保険料額	2
(4)	賦課限度額の引き上げについて	2
(5)	保険料の軽減対象の拡大について	3
(6)	後期高齢者医療に関する条例の改正案について	4
3	保険料算定の概要	5
(1)	保険料算定の概念図	5
(2)	賦課総額の算出方法の概要	6
4	保険料算定にかかる各要素について	7
(1)	医療給付費等の見込みについて(①～⑨)	7
(2)	保険料率上昇抑制のための財源	10
	【参考】具体的な保険料の額の比較について	11
	【参考】保険料の軽減について	12
	【参考】保険料軽減に係る財源内訳	13
	【参考】単身世帯保険料額早見表	14
	【参考】二人世帯保険料額早見表	15

1 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度では、医療に要する費用（自己負担を除く）の約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約5割を公費（国・県・市町村負担金）で、約4割を現役世代が加入する医療保険からの支援金で賄っています。保険料については、2年単位の財政運営期間で費用と収入を見込み、保険料を算定します。

平成20年度の制度開始以後、平成22年度、平成24年度に保険料算定を行っており、今回は、平成26年度及び平成27年度の2年間にかかる保険料算定を行います。

2 平成26年度及び平成27年度保険料算定の状況

(1) 平成26年度及び平成27年度保険料率等

	H26~H27 (A)	H24~H25 (B)	(A)-(B)	伸び率	(参考) H22~H23
均等割額(年額)	42,580 円	41,099 円	1,481 円	3.60%	39,260 円
所得割率	8.30%	8.01%	0.29%	3.62%	7.42%
一人あたり平均保険料	90,164 円	90,560 円	△396 円	△0.44%	85,724 円
厚生年金の平均的な年金額 (厚生年金 201 万円)受給者	53,980 円	52,100 円	1,880 円	3.61%	49,210 円

※ 平成26年度及び平成27年度の「一人あたり平均保険料」は、平成24年度及び平成25年度と比べ減少しています。これは、平成26年度から均等割軽減の対象が拡大されたことに伴うものです。

(2) 保険料率の上昇抑制について

後期高齢者医療制度は、医療給付費の伸びに伴い保険料率が上昇する仕組みとなっています。平成26年度及び平成27年度の医療給付費は、年約6%の割合で上昇すると想定されるため、保険料率の上昇は避けられないところです。

また、年金受給額の引き下げと消費税率の引き上げが実施され、さらなる保険料の引き上げは、中低所得者の多い高齢者の生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されているため、本広域連合としては剰余金に加えて、神奈川県に設置された財政安定化基金の一部を取り崩して交付を受けることにより、保険料率の急激な上昇の抑制措置をとることをとしています。

※抑制措置をとらない場合の保険料率等

	H26~H27(A)	H24~H25(B)	(A) - (B)	伸び率
均等割額(年額)	44,200 円	41,099 円	3,101 円	7.55%
所得割率	8.69%	8.01%	0.68%	8.49%
一人あたり平均保険料	94,318 円	90,560 円	3,758 円	4.15%
厚生年金の平均的な年金額受給者	56,210 円	52,100 円	4,110 円	7.89%

(3) 一人あたり平均保険料額

○一人あたり平均保険料額（軽減後・年額）

90,164円

（月額換算：7,513円）

賦課総額から均等割・所得割軽減分を引いたのち、被保険者数で除した額

○厚生年金の平均的な年金額（厚生年金201万円）の受給者の場合（年額）

均等割額

34,064円

2割軽減

+

所得割額

19,920円

5割軽減

=

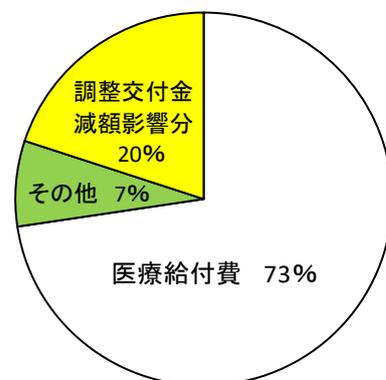
合計

53,980円

（月額換算：4,498円）

一人あたり平均保険料額の内訳

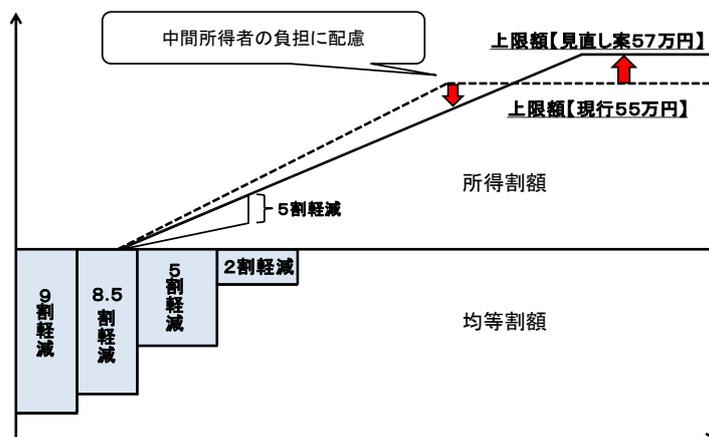
		(円)
医療給付費		66,146
その他	葬祭費	2,309
	審査支払手数料	1,824
	保健事業	1,640
	財政安定化基金拠出金	0
	収納率による影響分	754
	軽減拡大影響分	△ 676
調整交付金減額影響分		18,167
一人あたりの平均保険料額		90,164



(4) 賦課限度額の引き上げについて

後期高齢者医療制度の医療給付は、お支払いいただく保険料の多寡にかかわらず、どなたでもほぼ同様の給付を受けられるため、所得が多いからといって保険料を無制限に賦課することは保険制度になじまないとされています。

このため、保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第6号）が、今回、中間所得層の負担を軽減する観点から、現行の55万円から57万円に引き上げる政令改正が行われるため、本広域連合でも賦課限度額を57万円とする条例改正を行います。



(5) 保険料の軽減対象の拡大について

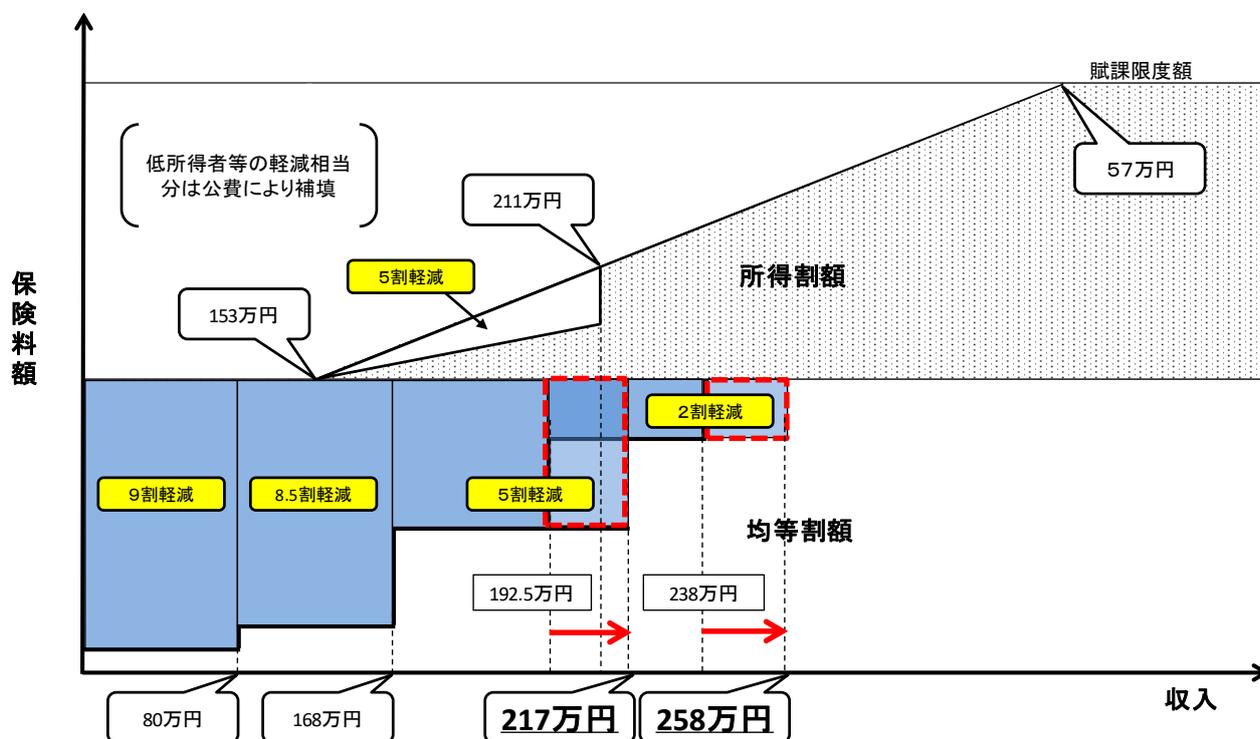
後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて保険料軽減が受けられますが、低所得者に対する更なる負担軽減の観点から、国の政令改正が行われ、保険料の均等割軽減の対象が拡大されました。

このことは、消費税率の引き上げにより負担の増える被保険者への配慮にもなることから、本広域連合でも、これに合わせて条例改正を行います。

具体的には、軽減対象となる所得基準額を引き上げるほか、5割軽減では今まで対象とならなかった単身世帯も対象となります。

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成26年度以降	平成25年度まで
5割	33万円 + (24万5千円 × <u>当該世帯に属する被保険者数</u>)	33万円 + (24万5千円 × <u>当該世帯に属する被保険者数 - 被保険者である世帯主</u>)
2割	33万円 + (<u>45万円</u> × 当該世帯に属する被保険者数)	33万円 + (<u>35万円</u> × 当該世帯に属する被保険者数)

所得に応じた保険料軽減 イメージ図



※ 数字は、年金収入のみの夫婦2人世帯での夫の年金収入の額（妻の年金収入は80万円以下）。
 ※ 5割軽減については、平成26年度以降、被保険者が単身の場合についても該当

(6) 後期高齢者医療に関する条例の改正案について

後期高齢者医療の保険料率等は、各都道府県後期高齢者医療広域連合が条例で定めています。このたび、平成26年度及び平成27年度の保険料率等を定めるため、以下のとおり条例の改正を行います。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

(所得割率)

第7条 **平成26年度及び平成27年度**の所得割率は、**100分の8.30**とする。

(均等割額)

第8条 **平成26年度及び平成27年度**の被保険者均等割額は、**42,580円**とする。

(保険料の賦課限度額)

第9条 第3条第1項の賦課額は、**57万円**を超えることができない。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1)～(1)の2 省略

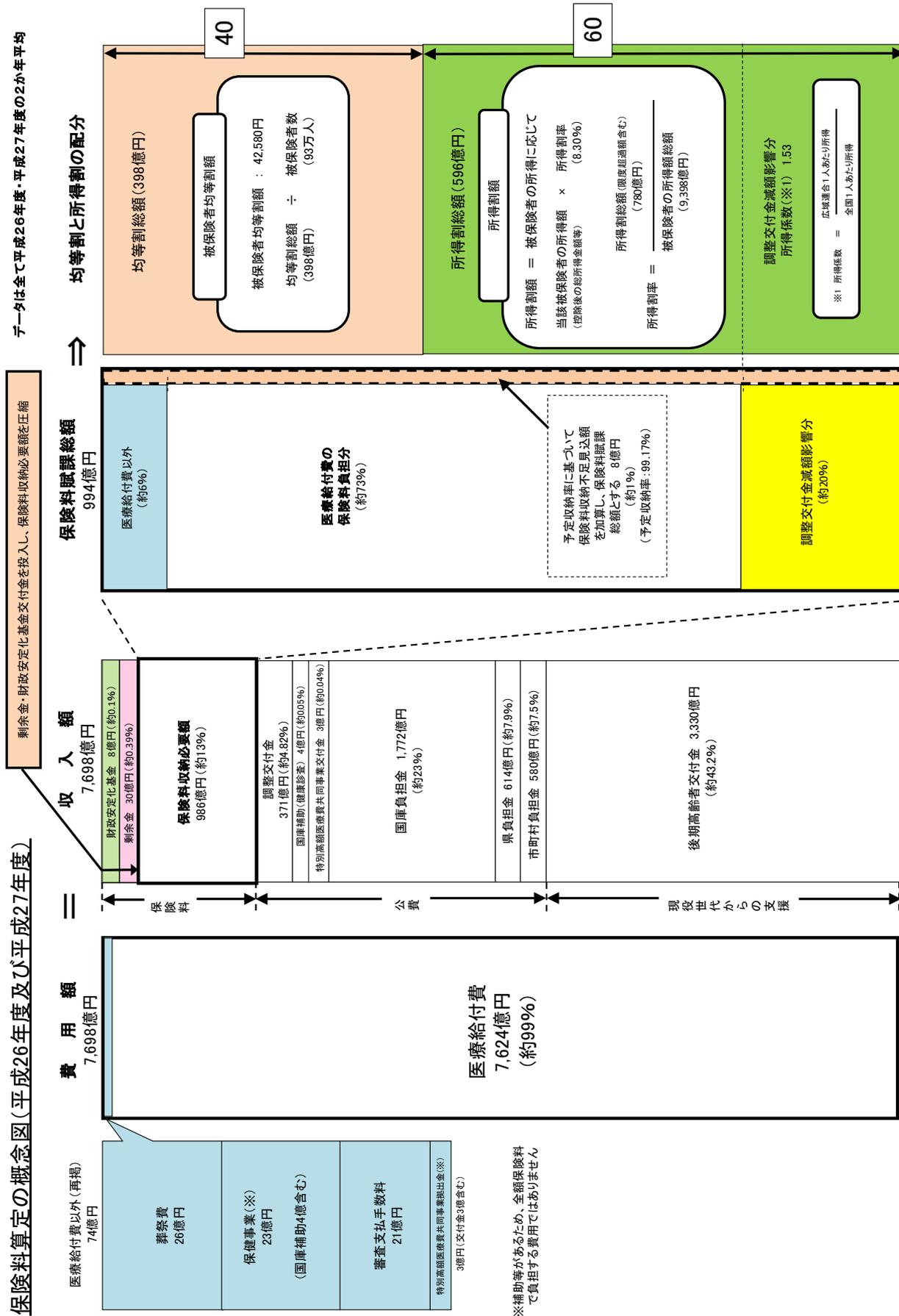
(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する**被保険者**の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に**45万円**を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

3 保険料算定の概要

(1) 保険料算定の概念図

データは全て平成26年度・平成27年度の2か年平均



保険料算定の概念図(平成26年度及び平成27年度)

※補助等があるため、全額保険料で負担する費用ではありません

概念図であり、端数処理等の関係で個々の内訳の合計額と全体額が一致しない場合があります。

(2) 賦課総額の算出方法の概要

【高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第3項の規定により算出】

1 平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療に係る費用の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{費用の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に係る療養の} \\ \text{給付に要する費用の額} \\ \text{から一部負担金に相当} \\ \text{する額を控除した額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に} \\ \text{係る入院時} \\ \text{食事療養費等} \\ \text{(\text{※1}) の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{審査支払} \\ \text{手数料の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の} \\ \text{費用の額} \\ \text{(葬祭費)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{保健事業} \\ \text{に要する} \\ \text{費用の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額} \\ \text{医療費共同} \\ \text{事業拠出金} \\ \text{(\text{※2}) の額} \end{array} \right) \\
 &= \text{医療給付費}
 \end{aligned}$$

※1 入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・特別療養費・移送費・高額療養費・高額介護合算療養費

※2 広域連合において、著しく高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合により共同で負担するもの

2 平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療に係る収入の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{収入の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{国庫負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{調整交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{負担金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{後期高齢者} \\ \text{交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額医} \\ \text{療費共同事} \\ \text{業交付金} \end{array} \right) \\
 &+ \left(\begin{array}{l} \text{国庫} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の収入} \\ \text{(剰余金)} \\ \text{(財政安定化基金交付金)} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

3 保険料収納必要見込額を算出

$$\text{保険料収納必要見込額} = \text{費用の見込額} - \text{収入の見込額}$$

4 賦課総額を算出

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要見込額} \div \text{予定保険料収納率} (\text{※})$$

※ 予定保険料収納率 = 特別徴収割合 + (1 - 特別徴収割合) × 普通徴収収納率の見込み
平成23年度及び平成24年度の収納率及び特別徴収割合を勘案して算出する

4 保険料算定にかかる各要素について

(1) 医療給付費等の見込みについて (①~⑨)

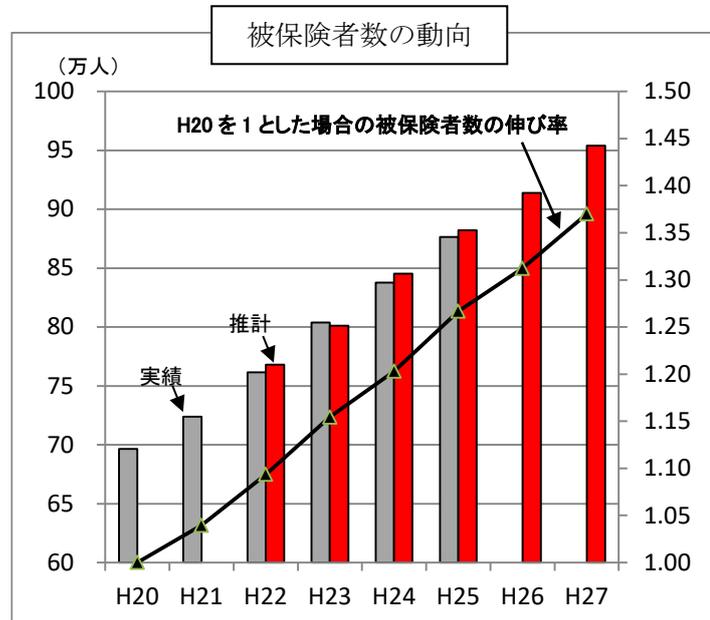
	平成26年度	平成27年度	2か年計	2か年平均
① 被保険者数	91万人	95万人	186万人	93万人
(単位: 億円)				
② 医療給付費	7,395	7,853	15,248	7,624
③ 医療給付費の被保険者負担分	729	769	1,498	749
④ 医療給付費にかかる調整交付金減額影響分(所得割で負担)	203	215	418	209
⑤ 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
⑥ 審査支払手数料	20	21	41	21
⑦ 葬祭費	26	26	52	26
⑧ 保健事業 (健康診査・国庫補助額を除く)	18	19	37	19
A 保険料率上昇抑制のための財源 (剰余金・財政安定化基金)	38	37	75	38
B 保険料収納必要額 (③~⑧の計) - A	958	1,013	1,971	986
⑨ 保険料収納不足見込額 (予定収納率: 99.17%)	8	9	17	8
保険料賦課総額(B + ⑨)	966	1,022	1,988	994

① 被保険者数

県の統計や市町村実態調査をもとに、平成26年度及び平成27年度の75歳以上人口等を推計しました。

制度開始以降、被保険者数は急速に増加しています。

なお、前回算定時に推計した平成24年度及び平成25年度の被保険者数については、ほぼ推計どおりに推移しています。

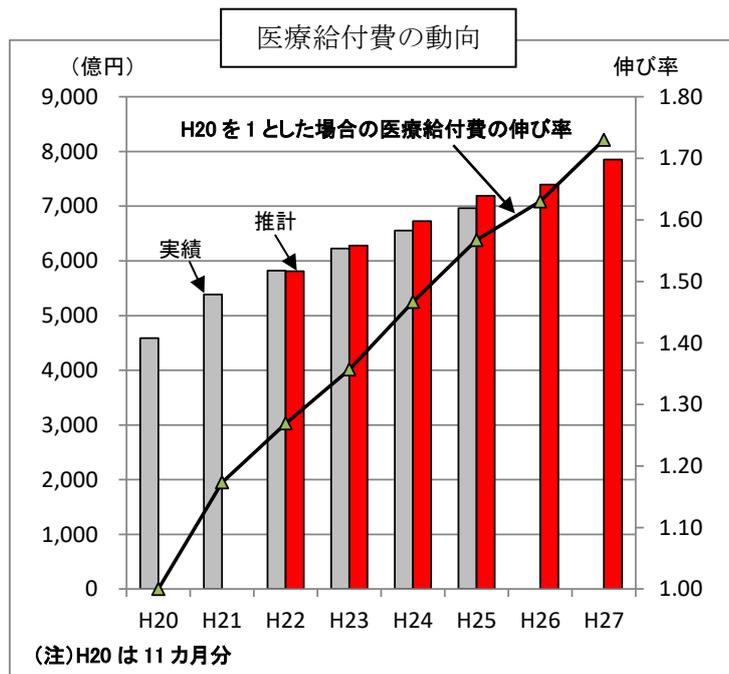


② 医療給付費

平成23年度、平成24年度及び平成25年度（10月診療分まで）の実績をもとに、国が示した全国の様態等を勘案して推計しました。

本制度開始以降、レセプト件数や診療日数は被保険者数と連動して増加していますので、被保険者の受診動向には変化がないと推察されます。

こうした状況のなかで、平成24年度及び平成25年度（10月診療分まで）の医療給付費の実績については、前回算定時の推計を下回っています。



* H25の実績は見込み額

平成24年度の医療給付費が見込みを下回る傾向は、全国的に同様な状況です。

③ 医療給付費の被保険者負担分（法令による負担）

被保険者数や医療費の動向を踏まえて推計した医療給付費のうち、国が設定した後期高齢者負担率に基づいて算定した金額を被保険者が保険料で負担します。

制度発足時、後期高齢者と現役世代の負担率はそれぞれ10%、40%でした。しかし、後期高齢者人口の増加と現役世代人口の減少により現役世代の負担が大きく増加しないよう、後期高齢者負担率について毎回、引き上げが行われています。

今回の保険料算定における後期高齢者負担率は、10.73%です。

【前回までの実績】

平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度
10%	10.26%	10.51%

④ 医療給付費にかかる調整交付金減額影響分（所得割で負担）

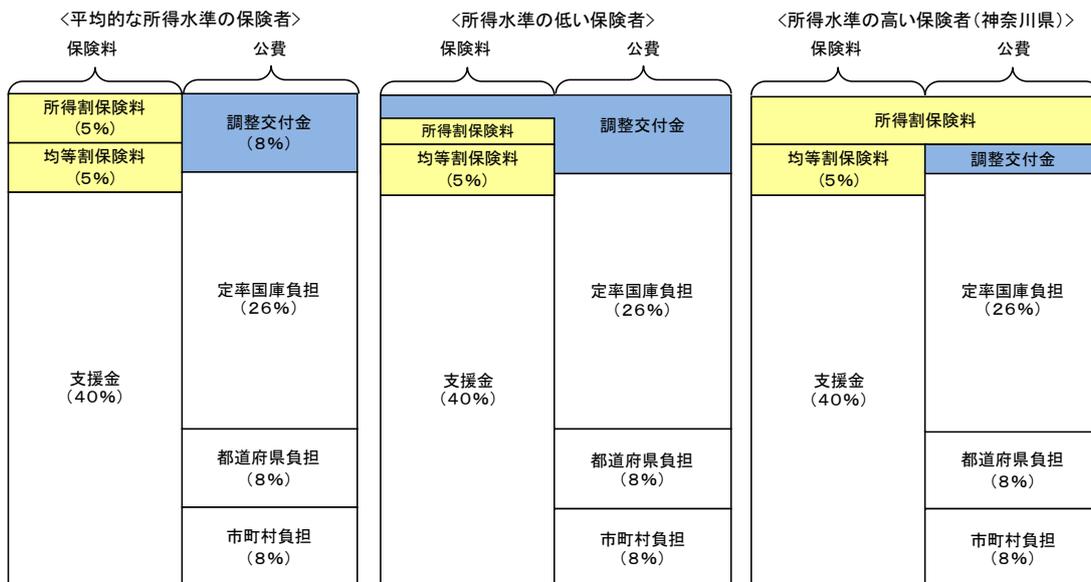
制度上、国からの調整交付金の交付額により全国の広域連合間の所得格差に伴う財政の不均衡を調整する仕組みになっているため、**全国平均と比較して被保険者の所得水準の高い神奈川県（所得係数1.53）**においては、調整交付金の交付額が全国平均の65%程度に減額されます。この影響分は、所得割率に上乘せされることとなります。

神奈川県
所得係数 = $\frac{\text{神奈川県一人あたり所得額}}{\text{全国一人あたり平均所得額}} = 1.53$

（所得係数が1より大きい都道府県は所得水準が高いと
いうことを表します。）

均等割総額 : 所得割総額 = 1 : 1.53 = 40 : 60

所得水準別調整交付金交付イメージ



参考：厚生労働省「第1回高齢者医療制度改革会議」資料

⑤ 財政安定化基金拠出金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため各都道府県に設置されており、その財源は、国、都道府県及び広域連合が1/3ずつ負担しています。

平成26年度及び平成27年度について、神奈川県は基金の残高を勘案し、新たな積み立ては行わないこととしたため、拠出金は計上していません。

⑥ 審査支払手数料（法令による負担）

審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会）への診療報酬審査支払手数料について、**1件66円（※）**として算定しています。

※ 神奈川県国民健康保険団体連合会と協議を行い、審査支払事務の運用状況を踏まえ、単価を平成25年度の68円から66円に改定しています。

⑦ 葬祭費（広域連合条例による給付）

被保険者の死亡に関し、**葬祭費として50,000円**を支給します。

今回の保険料算定にあたっては、神奈川県内における75歳以上の死亡率のこれまでの実績及び平成25年度見込みから推計し算定しています。

⑧ 保健事業（広域連合条例による実施）

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査の機会を提供できるよう、身近な市町村において健康診査事業を実施します。

被保険者からの要望も強く、医療給付費の増加抑制を図る上でも大変重要な事業です。今回の保険料算定にあたっては、これまでの実績等を勘案して、受診率を平成26年度に25%、平成27年度に26%と見込んで算定しています。

⑨ 保険料収納不足見込額

保険料収納不足見込額は、予定収納率に基づき算出しています。

平成26年度及び平成27年度における予定収納率は、平成23年度及び平成24年度における収納実績の平均等を勘案し、99.17%として算定しています。

【前回までの実績】

平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度
98.77%	98.76%	99.01%

(2) 保険料率上昇抑制のための財源

① 剰余金について

財政運営期間を通じて生じた剰余金については、次期財政運営期間における収入として繰り入れることとなっています。このため、今回の保険料算定にあたっては、平成24年度及び平成25年度の財政運営期間に生じる見込みの剰余金60億円について、すべて保険料率の上昇抑制のために活用しています。

剰余金が生じた主な理由は、財政運営期間における医療給付費の実績額が見込額を下回ったことなどによります。

② 財政安定化基金交付金について

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため各都道府県に設置されており、その財源は、国、都道府県及び広域連合が1/3ずつ負担しています。

この基金は、広域連合において、予定した保険料収納率を下回って発生した保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の貸付及び交付を行うためのものでしたが、平成22年度に改正が行われ、当分の間、保険料率の増加の抑制を図るためにも交付できるようになりました。今回の保険料算定において、本広域連合では、保険料率の急激な増加を抑制するために、神奈川県と協議を行い、平成27年度に15億円を上限として交付を受けることとなりました。

【参考】具体的な保険料の額の比較について

《均等割額・所得割率》

	H26 (A)	H25 (B)	差額(A)-(B)
均等割額	42,580 円	41,099 円	1,481 円
所得割率	8.30%	8.01%	0.29%

「なし」・・・軽減対象外

「—」・・・対象となる所得なし

【被保険者が世帯に1人の場合】

- ① 基礎年金受給者（年金収入79万円のみ、他に所得のない方）

	H26 (A)	H25 (B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
	H26	H25	H26	H25	H26	H25	
年額	4,250 円	4,100 円	150 円	—	—	9割	9割
1ヶ月/12ヶ月	350 円	340 円	10 円				

- ② 厚生年金の平均的な年金額の受給者（年金収入201万円のみ、他に所得のない方）

	H26 (A)	H25 (B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
	H26	H25	H26	H25	H26	H25	
年額	53,980 円	52,100 円	1,880 円	5割	5割	2割	2割
1ヶ月/12ヶ月	4,490 円	4,340 円	150 円				

- ③ 後期高齢者医療制度に未加入の子と同居する者

（世帯主(被保険者の子)の事業所得390万円、被保険者(親)の年金収入79万円）

	H26 (A)	H25 (B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
	H26	H25	H26	H25	H26	H25	
年額	42,580 円	41,090 円	1,490 円	—	—	なし	なし
1ヶ月/12ヶ月	3,540 円	3,420 円	120 円				

【被保険者が世帯に2人の場合（夫婦を想定）】

- ④ 夫(世帯主)75歳 年金収入168万円、妻75歳 年金収入79万円

	H26 (A)	H25 (B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
	H26	H25	H26	H25	H26	H25	
(夫)年額	12,610 円	12,170 円	440 円	5割	5割	8.5割	8.5割
1ヶ月/12ヶ月	1,050 円	1,010 円	40 円				
(妻)年額	6,380 円	6,160 円	220 円	—	—	8.5割	8.5割
1ヶ月/12ヶ月	530 円	510 円	20 円				

- ⑤ 夫(世帯主)75歳 年金収入217万円、妻75歳 年金収入79万円

※軽減対象の拡大により、均等割軽減が2割から5割になります。

	H26 (A)	H25 (B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
	H26	H25	H26	H25	H26	H25	
(夫)年額	74,410 円	84,140 円	△ 9,730 円	なし	なし	5割※	2割
1ヶ月/12ヶ月	6,200 円	7,010 円	△ 810 円				
(妻)年額	21,290 円	32,870 円	△ 11,580 円	—	—	5割※	2割
1ヶ月/12ヶ月	1,770 円	2,730 円	△ 960 円				

- ⑥ 夫(世帯主)75歳 年金収入258万円、妻75歳 年金収入135万円

※軽減対象の拡大により、新たに均等割軽減(2割)の対象となります。

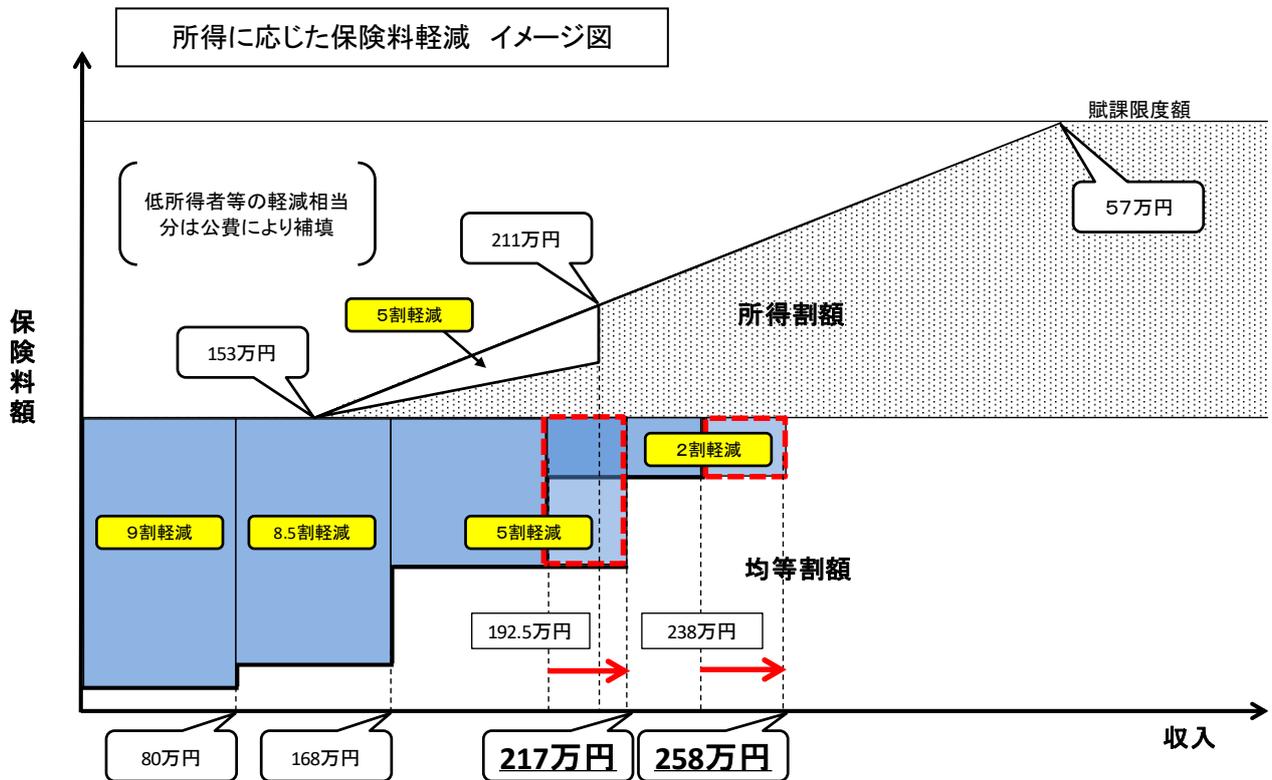
	H26 (A)	H25 (B)	差額(A)-(B)	軽減について			
				所得割		均等割	
	H26	H25	H26	H25	H26	H25	
(夫)年額	121,210 円	125,200 円	△ 3,990 円	なし	なし	2割※	なし
1ヶ月/12ヶ月	10,100 円	10,430 円	△ 330 円				
(妻)年額	34,060 円	41,090 円	△ 7,030 円	—	—	2割※	なし
1ヶ月/12ヶ月	2,830 円	3,420 円	△ 590 円				

※ 均等割軽減対象の拡大については、3ページをご覧ください。

【参考】保険料の軽減について

(1) 所得に応じた保険料軽減の状況

保険料は所得に応じて一定の割合が軽減されます。平成26年度から、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るため、均等割軽減判定所得の基準額が引き上げられました。



- ※ 数字は、年金収入のみの夫婦2人世帯での夫の年金収入の額（妻の年金収入は80万円以下）。
- ※ 5割軽減については、平成26年度以降、被保険者が単身の場合についても該当

(2) 後期高齢者医療保険料軽減策（特例措置）の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度～
均等割軽減	9割軽減の導入 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（他の所得なし）		平成21年4月～ 平成21年3月改正 （平成21年4月1日から）	平成22年度～ 恒久措置
	7割軽減→8.5割軽減 前年の総所得金額等33万円以下 5割軽減は変更なし 2割軽減	8.5割軽減 平成20年7月改正 （平成20年4月1日から適用）	延長 平成21年6月改正 （平成21年4月1日から適用）	延長 平成22年2月改正 （平成22年4月1日から適用）
所得割軽減	5割軽減の導入 前年総所得金額等額-33万円が、58万円以下	5割軽減 平成20年7月改正 （平成20年4月1日から適用）	延長 平成21年3月改正 （平成21年度から恒久措置）	
被扶養者軽減	制度拡大 （当初の制度） 制度加入時から2年間、 ・均等割を5割軽減 ・所得割なし	凍結 9割軽減 ・平成20年4～9月 保険料徴収せず ・平成20年10月～ 平成21年3月 均等割9割軽減	9割軽減 平成21年3月改正 （平成21年4月1日から適用）	延長 平成22年2月改正 （平成22年4月1日から適用） 「加入時から2年間」の 期限廃止（制度廃止まで）

【参考】保険料軽減に係る財源内訳

1 軽減対象者別の財源内訳（平成26年度の状況）

9割軽減対象者										
(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
9割軽減対象者(被扶養者)										
(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
8.5割軽減対象者										
(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	1.5		1.5
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
8.5割軽減対象者(被扶養者)										
(割合)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	②		①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
5割軽減対象者										
(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					被保険者				
5割軽減対象者(被扶養者)										
(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者
2割軽減対象者										
(割合)	①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)		被保険者							
被扶養者軽減対象者										
(割合)	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
	基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者

2 基盤安定制度拠出金について

- (1) 低所得者の保険料の7・5・2割減額
- (2) 被扶養者であった方の保険料の5割減額
(加入後2年間)

}	財源は県と市町村が負担
	・負担率 県 : 3/4
	市町村 : 1/4

3 臨時特例交付金について

次の保険料軽減にかかる財源補てんとして国から交付される交付金。正式名称は「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」。

- (1) 低所得者軽減
 - ①均等割7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)の場合 ⇒ 9割軽減
 - ②均等割7割軽減 ⇒ 8.5割軽減
 - ③所得割5割軽減
- (2) 被扶養者軽減
 - ①均等割5割軽減 ⇒ 9割軽減

単身世帯；保険料額早見表

平成26年度

所得割率	8.30%	均等割額	42,580円
------	-------	------	---------

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のものとみなる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	4,258	4,250
500,000	0	0	4,258	4,250
800,000	0	0	4,258	4,250
1,200,000	0	0	6,387	6,380
1,350,000	0	0	6,387	6,380
1,530,000	0	0	6,387	6,380
1,680,000	150,000	6,225	6,387	12,610
1,925,000	395,000	16,392	21,290	37,680
2,000,000	470,000	19,505	34,064	53,560
2,010,000	480,000	19,920	34,064	53,980
2,030,000	500,000	20,750	34,064	54,810
2,110,000	580,000	24,070	34,064	58,130
2,130,000	600,000	49,800	34,064	83,860
2,500,000	970,000	80,510	42,580	123,090
3,000,000	1,470,000	122,010	42,580	164,590
3,500,000	1,920,000	159,360	42,580	201,940
4,000,000	2,295,000	190,485	42,580	233,060
4,500,000	2,710,000	224,930	42,580	267,510
5,000,000	3,135,000	260,205	42,580	302,780
6,000,000	3,985,000	330,755	42,580	373,330
7,000,000	4,835,000	401,305	42,580	443,880
8,000,000	5,715,000	474,345	42,580	516,920
8,671,917	6,353,321	527,325	42,580	569,900
8,673,114	6,354,458	527,420	42,580	570,000
9,000,000	6,665,000	553,195	42,580	570,000
10,000,000	7,615,000	632,045	42,580	570,000

平成25年度

所得割率	8.01%	均等割額	41,099円
------	-------	------	---------

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のものとみなる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額	保険料差額
0	0	0	4,109	4,100	150
500,000	0	0	4,109	4,100	150
800,000	0	0	4,109	4,100	150
1,200,000	0	0	6,164	6,160	220
1,350,000	0	0	6,164	6,160	220
1,530,000	0	0	6,164	6,160	220
1,680,000	150,000	6,007	6,164	12,170	440
1,925,000	395,000	15,819	32,879	48,690	△ 11,010
2,000,000	470,000	18,823	32,879	51,700	1,860
2,010,000	480,000	19,224	32,879	52,100	1,880
2,030,000	500,000	20,025	32,879	52,900	1,910
2,110,000	580,000	23,229	41,099	64,320	△ 6,190
2,130,000	600,000	48,060	41,099	89,150	△ 5,290
2,500,000	970,000	77,697	41,099	118,790	4,300
3,000,000	1,470,000	117,747	41,099	158,840	5,750
3,500,000	1,920,000	153,792	41,099	194,890	7,050
4,000,000	2,295,000	183,829	41,099	224,920	8,140
4,500,000	2,710,000	217,071	41,099	258,170	9,340
5,000,000	3,135,000	251,113	41,099	292,210	10,570
6,000,000	3,985,000	319,198	41,099	360,290	13,040
7,000,000	4,835,000	387,283	41,099	428,380	15,500
8,000,000	5,715,000	457,771	41,099	498,870	18,050
8,671,917	6,353,321	508,901	41,099	550,000	19,900
8,673,114	6,354,458	508,992	41,099	550,000	20,000
9,000,000	6,665,000	533,866	41,099	550,000	20,000
10,000,000	7,615,000	609,961	41,099	550,000	20,000

※平成26年度からの政令改正に伴い、均等割2割軽減、5割軽減の対象が拡大されました。

二 人 世 帯 ; 保 険 料 額 早 見 表

【年金収入のみの方の保険料早見表(75歳以上・二人世帯)】

平成26年度

※所得割額と均等割額の合算額を10円未満切捨てた額が保険料額になります

所得割率 8.30% 均等割額 42,580円

所得割 5割軽減

均等割 9割軽減 均等割 8.5割軽減

均等割 5割軽減 均等割 2割軽減

公的年金 収入額	世帯										世帯										世帯									
	0		100,000		500,000		800,000		1,000,000		1,200,000		1,350,000		1,530,000		1,680,000		1,925,000		2,000,000		2,230,000		2,500,000		3,000,000			
	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額		
0	→	0	→	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
100,000	→	0	→	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
500,000	→	0	→	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
800,000	→	0	→	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
1,000,000	→	0	→	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
1,200,000	→	0	→	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
1,350,000	→	0	→	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
1,530,000	→	0	→	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
1,680,000	→	6,225	→	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
1,925,000	→	16,392	→	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
2,000,000	→	19,505	→	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
2,010,000	→	19,920	→	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
2,110,000	→	24,070	→	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	21,290	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
2,230,000	→	58,100	→	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
2,500,000	→	80,510	→	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	34,064	42,580		
3,000,000	→	122,010	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		
3,500,000	→	159,360	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		
4,000,000	→	190,485	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		
4,500,000	→	224,930	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		
5,000,000	→	260,205	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		
6,000,000	→	330,755	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		
7,000,000	→	401,305	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		
8,000,000	→	474,345	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		
8,673,114	→	527,420	→	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580	42,580		

